

## 農産物等直売所機能強化支援事業実施要領

### (趣旨)

第1 中山間地域等の農産物等直売所は、出荷者の高齢化による出荷者の減少や、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う顧客や販売方法の変化等の課題が山積している。そこで、農産物等直売所の現状分析や課題等の整理を行い、役割・機能を強化するための経営改善と農山漁村地域の活性化の拠点としての機能を強化し、地域のなりわいの創出による活性化を図るものとする。

### (支援対象者の要件)

第2 県内に設置・運営している農産物等直売所の運営主体等であって、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 直売所の管理運営等を行う農業法人、農業者の組織等の団体で、組織運営、財産管理等に関する取り決め(規定の準備)がなされていること。
- (2) 経営改善に対する取組について、組織で合意されていること。
- (3) 経営分析等を行うための複式簿記等の会計処理が行われ、財務諸表等の支援に必要な経営資料について提供が可能なこと。
- (4) 直売所施設等の改良や機器・機械の導入、設置について、施設管理者との間で合意や取り決めができること。

### (支援内容)

第3 第5で選定された支援対象者に対して、経営改善の専門家を派遣し、販売や広報PR、顧客確保、商品の改良、開発等の直売所の機能強化に向けた経営改善を図るため、支援対象者と伴走しながら課題の抽出や改善策の検討等の必要な助言・指導を行うとともに、経営改善計画を策定し、モデルとしての支援を行うものとする。

### (申請方法)

第4 本事業による支援を希望する直売所等を運営する事業者は、農産物等直売所機能強化支援申込書(別紙様式第1-1号)、農産物等直売所機能強化支援事業経営概要書(別紙様式第1-2号)及び誓約書(別紙様式第2号)に必要な書類を添えて、別に指定する日まで、知事へ提出するものとする。

### (支援対象者の選定)

第5 知事は、農産物等直売所機能強化支援事業経営概要書(別紙様式第1-2号)により、支援対象者を選定し、その旨を通知するものとする。

### (支援施策等)

第6 支援対象者は、別に定める農産物等直売所機能強化整備事業費補助金交付要綱に基づき当該補助金を活用することができる。

(事業実施状況報告)

第7 知事は、特に必要と認めた場合には、事業実施主体に対して、実施状況等を明らかにするために、関係帳簿その他必要な書類の調査を行うことができるものとする。

(その他)

第8 第3に規定する支援内容以外に発生する経費については、支援対象者の負担とする。

附 則

この要領は、令和3年10月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月21日から施行する。